

宮城県暴走族根絶の促進に関する条例に基づく暴走行為助長禁止重点区域

平成15年4月4日

宮城県公安委員会告示第35号

宮城県暴走族根絶の促進に関する条例（平成10年宮城県条例第48号）第14条第1項の規定に基づき、暴走行為助長禁止重点区域を次のとおり指定し、平成15年5月1日から適用する。

| 道路の種類 | 路線名 | 暴走行為助長禁止重点区域 |
|-------|--------|---|
| 一般国道 | 4号 | 仙台市青葉区一番町三丁目1番1先から同区一番町四丁目11番10先までの一般国道4号の区間と同区間に接続する交差点及びこれらに接する30メートル以内の区域の道路、公園、広場、その他公共の場所 |
| 市道 | 広瀬通2号線 | 仙台市青葉区一番町三丁目7番8先から同区国分町一丁目8番14先までの市道広瀬通2号線の区間と同区間に接続する交差点及びこれらに接する30メートル以内の区域の道路、公園、広場、その他公共の場所 |
| 市道 | 青葉通線 | 仙台市青葉区中央一丁目813番先から同区中央三丁目3番11先までの市道青葉通線の区間と同区間に接続する交差点及びこれらに接する30メートル以内の区域の道路、公園、広場、その他公共の場所 |